

交野市都市計画マスタープラン改定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和2年7月

交野市 都市計画課

1. 業務目的

都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）は、中長期的な展望に立って市町村が策定する都市計画の決定又は変更の方針等を示すものであり、交野市では、平成 23 年 4 月に都市計画マスタープランの改定を行っている。

本業務は、現行計画の策定からおおむね 10 年が経過するため、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」「交野市総合計画基本構想」等の上位計画との整合を図りながら、人口減少・超高齢社会の到来、防災・減災に対する市民意識の高まり、インフラ施設の適切な維持管理など、近年における社会状況の変化を踏まえ、現行計画の見直しを行うことを目的とする。

2. 業務の概要

（1）業務名称

交野市都市計画マスタープラン改定支援業務

（2）業務内容

別紙「交野市都市計画マスタープラン改定支援業務 特記仕様書」のとおり。

3. 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 20 日まで

4. 提案上限額

10,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、提案内容に関わらずこの上限額を超える提案は受け付けない。

5. 参加資格要件

次に掲げる要件の全てに該当するものとします。資格要件の基準日は提出期限と同日とします。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2） 本市の入札参加資格の停止措置及び保留の期間でないこと。
- （3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- （4） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- （6） 過去 5 年間で同種業務の履行実績を有すること。なお、同種業務とは、都市計画のマスタープラン策定、改訂業務若しくは立地適正化計画の策定をいう。
- （7） 本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、過去 10 年間で同種業務の履行実績を有すること。また、特記仕様書第 7 条に掲げる要件を満たしていること。
- （8） ISMS (Information Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム) 若しくはプライバシーマークの認証を取得していること。

6. スケジュール

	実施項目	提出書類	実施日（提出期限）
1	公募開始		令和2年7月30日（木）
2	質問提出	様式第1号	令和2年8月6日（木） 午後5時30分まで
3	質問回答		令和2年8月11日（火）
4	参加申込書提出	様式第2号	令和2年7月30日（木） ～令和2年8月6日（木） 午後5時30分まで
5	企画提案書提出		令和2年9月7日（月） 午後5時30分まで
6	書類審査に基づく審査結果通知		令和2年9月11日（金） 【予定】
7	プレゼンテーション審査 （企画提案書のヒアリング）		令和2年9月18日（金）
9	審査結果通知		令和2年9月下旬予定
10	契約締結		令和2年9月下旬予定

7. 質疑及び回答

本実施要領及び仕様書に関する質問は、下記のとおりとする

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和2年8月6日（木）午後5時30分まで

(3) 提出方法

電子メールとする。（但し、送信後に電話にて受信確認すること。）

なお、口頭による質問の受付は行わない。

Mail : tosi@city.katano.osaka.jp TEL : 072-892-0121

(4) 回答予定日

令和2年8月11日（火）

市ホームページに質問・回答内容を掲載するものとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

8. 参加申込書等の提出

応募者は、下記により参加申込等の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 2 号）
- ② 会社概要書（様式第 3 号）
- ③ 業務実績書（様式第 4 号）
- ④ 配置予定技術者調書（様式第 5 号）

(2) 提出期間

令和 2 年 7 月 30 日（木）から令和 2 年 8 月 6 日（木）午後 5 時 30 分必着

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。但し、郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。なお、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

（受付は、日曜日、土曜日及び祝日を除く）

(5) 提出先

交野市都市計画課

住所：〒576-8501 大阪府交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

9. 参加申込書提出後の辞退

参加申込書（様式第 1 号）の提出後、参加を途中で取りやめる場合は、参加辞退届（様式第 6 号）を提出するものとする。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 見積書（任意様式）

(2) 作成上の留意点

- ① 企画提案書は、A4 版、用紙縦書き、横書き両面印刷、左綴じで製本するものとする。
- ② 企画提案書は、表紙、目次を除き両面印刷 5 枚以内で簡潔に記載すること。
- ③ 文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とする。
- ④ 使用言語は日本語とする。
- ⑤ 企画提案書の表紙に、提案書に関する連絡先として、会社名、所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。（原本のみ）
- ⑥ 見積書は、任意様式とするが、別紙「交野市都市計画マスタープラン改定支援業務 特記仕様書」に記載する業務項目と一致させること。ただし、追加提案する見積項目がある場合、追加提案項目であることを明記すること。なお、提案上限額に示す金額の範囲内で見積作成すること。

(3) 企画提案書の記載事項

① 業務実施方針

本市の現状を踏まえ業務実施の基本的な考え方について記述すること。

② 業務内容

別紙「都市計画マスタープラン改定支援業務 特記仕様書」に記載する業務内容について記述すること。

③ その他

本業務において、上記①、②以外で貴社が提案する点を記述すること。ただし、追加提案する見積項目がある場合、追加提案項目であることを明記すること。なお、提案上限額に示す金額の範囲内で実施できるものとする。

④ 工程計画等

工程計画、業務実施体制等について記述すること。

(4) 提出期限

令和2年9月7日（月）午後5時30分必着

(5) 提出部数

企画提案書は、正本1部、副本各10部

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。但し、郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。なお、持参の場合は、午前9時から午後5時30分までとする。

（受付は、日曜日、土曜日及び祝日を除く）

(7) 提出先

交野市都市計画課

住所：〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

(8) 無効となる企画提案書

企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は無効とする。

① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

② 本実施要領で指定する様式、記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑤ 同一法人から2件以上の提案をするもの。

11. 事業者選考方法

提出書類及び提案説明に基づき、選考委員会において選考し、最も配点合計の高い提案者を優先交渉権者として選定する。参加申込が4事業者以上となった場合は、企画提案書の書類審査によりプレゼンテーション参加者3事業者を選考し、プレゼンテーション参加者から優先交渉権者を選定する。

(1) 第1次審査

・第1次審査では、原則として業務実績、配置予定技術者、企画提案書及び見積りにより審

査を行い得点の高い順の上位3事業者までを選定する。

- ・参加事業者に対し、第1次審査結果を通知するとともに、第1次審査で選定された事業者に対しては、第2次審査の案内を通知する。

(2) 第2次審査

提出された企画提案書に基づき、ヒアリングを行う。ヒアリングの概要は、企画提案書の内容の説明及び審査員による質疑対応とし、下記の要領とする。なお、追加資料等の配布は認めない。ただし、パソコン及びプロジェクターを利用してプレゼンテーションを実施する場合は、追加の内容を含まない説明資料に限り、利用するものは認める。

① 日時場所

日程：令和2年9月18日（金）

場所：（未定）

※詳細な日時、場所については、提案者に別途通知する。

② 出席者

3名以内とする。なお説明は、管理予定技術者が行うこととする。

③ プレゼンテーションの実施方法

1 提案者あたり30分（プレゼンテーション 20分、質疑応答 10分）とする。

ヒアリング時に必要なパソコン等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

※プロジェクター及びスクリーンは市が用意したものを利用することも可能とする。

12. 審査基準

別紙1「審査基準書」のとおりとする。

13. 注意事項

- (1) 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等については、提出後の差替え、変更、削除等は認めない。また、提案者が提出した書類は返却せず、正本はプロポーザル実施資料として公開することなく厳重に保管し、副本は確実に破棄します。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行う。

14. 担当課

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市都市計画課 担当者 古澤、保

TEL：072-892-0121 FAX：072-893-2636

Mail：tosi@city.katano.osaka.jp